

# グリーン アドバイザー<sup>®</sup> のいる店



## 登録制度 のご案内



園芸の専門家  
グリーンアドバイザーのいる  
信頼の店として  
お客様にアピールしませんか？

## グリーンアドバイザーのいる店 登録制度とは…

園芸の専門家グリーンアドバイザーが在籍する証として、申請のあった店舗を協会のデータベースに登録する制度です。登録店には登録証とステッカーをお送りし、協会のホームページで店舗情報をご紹介します。お店の販売促進に、ぜひご活用ください！

詳しくは裏面をご参照ください

[www.kateiengei.or.jp](http://www.kateiengei.or.jp)



公益社団法人

日本家庭園芸普及協会

# GAのいる店 制度に登録すると…

## 登録証とステッカーをお届けします

アクリルプレート入りの登録証 1枚と  
ステッカー(A4サイズ)2枚をお届けします。  
店頭での販促にご活用ください。



ステッカーイメージ



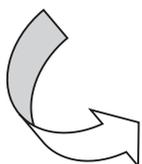
登録証イメージ

## 協会のホームページで店舗情報をご紹介します

住所、電話番号、貴店のホームページへのリンクを掲載。  
「園芸の専門家のいる店で買いたいけど、どこに行ったらいいの？」  
という消費者の声に応えます。



こんなお店に  
おすすめ!



- ・プロのいる信頼の店であることをアピールしたい
- ・何でも相談できる店としてリピーター客を確保したい
- ・他店との差別化をはかりたい

**【登録料】 5,500 円** (うち消費税 500 円)

園芸店、生花店、ホームセンターなど、グリーンアドバイザー資格をお持ちの方が一人以上勤務されていれば、店舗の形態は問いません

※複数店舗がある場合は、お手数ですが店舗ごとのお申込みになります

お問合せは  
右記まで



**公益社団法人 日本家庭園芸普及協会**

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 17-12 堀ビル 3-6F

TEL: 03-3249-0681 FAX: 03-3249-0683 MAIL: ga-work@kateiengei.or.jp

誠に勝手ながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現在、協会事務局はテレワーク中心の業務体制となっており、各種受付業務の対応を縮小しております。  
固定電話での受付業務は行っておりませんので、お手数ですが、お問合せ等は、メールまたはFAXにてお願いいたします。

# グリーンアドバイザー のいる店

## 登録規定・申請書



公益社団法人 日本家庭園芸普及協会

## 1. 概要

### 「グリーンアドバイザーのいる店」登録制度とは

本制度は、当協会が認定する園芸の専門家「グリーンアドバイザー（以下 GA という）」が在籍する証として、申請のあった店舗を公益社団法人 日本家庭園芸普及協会（以下協会という）のデータベースに登録する制度です。登録店舗には登録証とステッカーをお送りし、協会のホームページで店舗情報を紹介します。

### 本制度の目的

本制度は、「正しい園芸の知識や楽しみ方を知りたい」「栽培に関する悩み事を相談したい」と願う消費者の声に応え、GA のいる店の所在地等を知ってもらうことで、園芸の専門家である GA をより身近な存在として活用してもらうことを目的としています。これにより、家庭園芸の普及が促進されるだけでなく、GA 資格そのものの認知度が高まり、GA の地位向上につながることも期待されます。

### 登録された店舗のメリット等

登録されたお店にとっては、GA のいる信頼の店であることをお客様にアピールできるだけでなく、GA を介して何でも相談できる店としてリピーター客を確保できる、他店との差別化をはかることができる、などのメリットが考えられます。

## 2. 対象となる店舗等

園芸に関連した店舗であり、GA 資格を持つ人が 1 人以上勤務していることが条件となります。園芸店、生花店、ホームセンターなど、店舗の形態は問いません。

## 3. 申請方法

別紙の【申請書】【GA 名簿】に、所定事項を記入・捺印の上、協会あてに郵送でお申し込みください。

〒103-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3  
公益社団法人 日本家庭園芸普及協会  
TEL 03-3249-0681

**1 社で複数の店舗を運営されている場合、店舗毎に申請する必要があります。**

登録申請書をお送りいただいた店舗には、内容確認後、折り返し、ゆうちょ銀行の振替用紙をお送りいたしますので、指定された期日までに登録料をお振込みください。

### 【登録料】

5,000円（別途消費税を申し受けます）

入金確認後、協会のホームページに登録店舗の情報を掲載し、登録証とステッカーをお送りします。納入された登録料は理由の如何にかかわらず払い戻しはいたしません。

## 4. 有効期限

登録の有効期限はありません。

ただし、登録店舗に GA 資格を持つ者が 1 人も在籍しなくなった場合、登録は取消されます。

登録申請された GA が更新手続きをせず、GA 資格を失効したときにも本制度の登録は取消しとなりますので、GA 認定資格の有効期限（5 年間）満了時には、資格の更新手続きをお忘れになりませんよう、お願いします。

## 5 . 登録証・ステッカー

所定の手続きが完了された店舗には、登録証 1 枚とステッカー 2 枚をお送りします。

店舗の目立つところに掲示してお使いください。

お送りする登録証とステッカーの大きさ等は以下の通りです。

（登録証やステッカーのデザイン、寸法等の仕様は予告無く変更する場合があります）



### 【登録証・ステッカーの使用に関する禁止事項等】

いかなる理由であっても、以下の行為は固くお断りします。

以下の行為が判明した場合、登録は即時抹消されます。

- ・登録証・ステッカーを複製すること
- ・登録内容の書換え等、登録証・ステッカーを変造すること
- ・登録証・ステッカーを第3者への譲渡、貸与、販売すること
- ・登録された店舗以外で使用すること（ ）

登録は店舗単位となりますので、同一企業の運営する店舗であっても、登録された店舗以外では使用できません。その場合は、あらためて登録し直す必要があります。

## 6 . 協会ホームページへの情報掲載

登録店舗の名称、住所、電話番号、ホームページへのリンクを一覧にして（配列は北から県別で、県毎に店舗名の 50 音順）協会ホームページに掲載します。

## 7 . 変更届の提出

登録情報の誤りは、本制度の信頼を損ねるだけでなく、登録されている店舗ならびに在籍されている GA 自身の信用を失うことにつながりますので、変更があった際には速やかに申告してください。

以下のような場合には、遅滞無く、別紙の【変更届】を提出し申告してください。

- ・登録申請された当時に在籍していた GA が他の GA に変わったとき
- ・登録店舗の所在地が変わらず、名称のみ変わったとき
- ・登録店舗の名称が変わらず、所在地等が変わったとき（住所表記の変更や近隣への移転など）
- ・登録店舗のホームページのアドレス（URL）が変わったとき

名称と所在地の両方が同時に変わる場合は、新規登録扱いとなります。

【変更届の提出先】 【変更届】に限り、メールでの送付も可能です。

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3

公益社団法人 日本家庭園芸普及協会

TEL 03-3249-0681

MAIL [jga@kateiengei.or.jp](mailto:jga@kateiengei.or.jp)

## 8. 登録証の返納

以下のような場合には、速やかに登録証・ステッカーの掲示を取りやめ、いずれも協会あてに返納（郵送）してください。その際、別紙の【返納届】を同封してください。

- ・登録申請されたGAが更新手続きをせず、GA資格を失効したことにより、当該店舗にGAが1人も在籍しなくなったとき
- ・登録申請された当時に在籍していたGAが他部署に転属、他店に転勤、退職したことにより、当該店舗にGAが1人も在籍しなくなったとき
- ・登録店舗そのものが閉店等で登録された所在地に存在しなくなったとき

返納届は登録証やステッカーと一緒にお送りください。

登録証等の返納に伴う登録料の払い戻しはありません。

【登録証等返納先】

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3

公益社団法人 日本家庭園芸普及協会

TEL 03-3249-0681

## 9. 登録の抹消

以下のような場合には、協会の判断により登録内容は抹消されます。

また、誤った情報を提供したことにより、消費者に損害を与えると協会が判断した場合、当該店舗が登録抹消された事実を協会ホームページ等で公表する場合があります。

- ・登録されたGAが更新手続きをせず、失効した場合
- ・GA資格を持つ者が1人も在籍していなくなったにも関わらず、その旨申告が無かった場合
- ・登録された店舗以外で登録証やステッカーを使用した場合
- ・登録店舗が登録された所在地に存在しなくなったにも関わらず、その旨申告が無かった場合
- ・登録内容について虚偽の申請があり、明らかに故意、悪質であると認められた場合
- ・登録証・ステッカーを複製した場合
- ・登録内容の書換え等、登録証・ステッカーを変造した場合
- ・登録証・ステッカーを第3者への譲渡、貸与、販売した場合

## 10. 登録証・ステッカーの再発行

登録証及びステッカーが経年劣化したり、汚損したりした場合には、所定の手数料をお支払いただくことで再発行が可能です。料金は別途お問合せください。

## 11. GAの称号とGAキャラクターマークについて

「グリーンアドバイザー」の称号、および表紙のキャラクターマークは、いずれも商標登録されており（第3029180号、第5221897号）、無断で使用することはできません。

所定事項を記入・捺印の上、郵送でお送りください。  
1社で複数の店舗を運営されている場合、店舗毎に提出する必要があります。  
申請には、別紙のGA名簿とあわせてご提出ください。

## グリーンアドバイザーのいる店 **新規登録用 申請書**

グリーンアドバイザーのいる店として登録いたしたく、別紙の名簿を添えて申請します。  
登録に際しては規定を厳守し、登録内容に変更があった場合は速やかに申告します。

平成 年 月 日

### 企業情報

社名	
代表者氏名 または 店舗責任者氏名	印

### 店舗連絡先情報

店舗の 連絡担当者氏名	印
TEL	
FAX	
MAIL	

### 店舗公開情報

以下に記載された内容は、そのまま協会ホームページで公開されます。  
チェーン店などは、省略せずに正式な名称をフルネームでお書きください。  
例： ○ 家庭園芸ホームセンター 日本橋店      × 日本橋店

店舗名	
店舗の 所在地	〒 -
TEL	
ホームページ アドレス(URL)	

送付先： 〒103-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3  
公益社団法人 日本家庭園芸普及協会  
TEL 03-3249-0681

所定事項を記入・捺印の上、郵送でお送りください。  
1社で複数の店舗を運営されている場合、店舗毎に提出する必要があります。  
申請には、別紙の登録申請書とあわせてご提出ください。

## グリーンアドバイザーのいる店 **新規登録用 GA 名簿**

「グリーンアドバイザーのいる店」登録にあたり、以下の店舗にグリーンアドバイザーが在籍することを証明します。

登録に際しては規定を厳守し、登録内容に変更があった場合は速やかに申告します。

平成 年 月 日

社名	
店舗名	
代表者氏名 または 店舗責任者氏名	印

グリーンアドバイザー登録番号	氏名
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	
-	

記入欄が足りない場合は、用紙をコピーしてお使いください。

送付先: 〒103 - 0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町17 - 12 堀ビル3  
公益社団法人 日本家庭園芸普及協会  
TEL 03 - 3249 - 0681

所定事項を記入・捺印の上、郵送またはメールでお送りください。  
在籍する GA に変更があった場合は、別紙の **変更届(GA 名簿)**をお使いください。

## グリーンアドバイザーのいる店 **変更届 (店舗情報)**

「グリーンアドバイザーのいる店」登録内容を変更いたしたく申請します。  
登録に際しては規定を厳守し、登録内容に再度変更があった場合は速やかに申告します。

平成 年 月 日

社名	
代表者氏名 または 店舗責任者氏名	印
GA のいる店 登録番号	「GA のいる店」認定登録証に記載されている番号をお書きください
登録店舗名	

以下、変更箇所のみご記入ください

### 登録店舗情報

以下に記載された内容が、そのまま協会ホームページで公開されます。  
チェーン店などは、省略せずに正式な名称をフルネームでお書きください。

例: ○ 家庭園芸ホームセンター 日本橋店 × 日本橋店

店舗名	
店舗の 所在地	〒 -
TEL	
ホームページ アドレス(URL)	

### 登録店舗連絡先情報

店舗の 連絡担当者氏名	印
TEL	
FAX	
MAIL	

送付先: 〒103 - 0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町17 - 12 堀ビル3  
公益社団法人 日本家庭園芸普及協会  
TEL 03 - 3249 - 0681 MAIL jga@kateiengei.or.jp

所定事項を記入・捺印の上、**郵送またはメール**でお送りください。  
店舗情報に変更があった場合は、別紙の**変更届（店舗情報）**をお使いください。

## グリーンアドバイザーのいる店 **変更届（GA名簿）**

「グリーンアドバイザーのいる店」登録内容を変更いたしたく申請します。  
登録に際しては規定を厳守し、登録内容に再度変更があった場合は速やかに申告します。

平成 年 月 日

社名	
代表者氏名 または 店舗責任者氏名	印
GAのいる店 登録番号	「GAのいる店」認定登録証に記載されている番号をお書きください
登録店舗名	

### 当該店舗に在籍しなくなったGA

グリーンアドバイザー登録番号	氏名
-	
-	
-	
-	

### 当該店舗に新たに在籍することになったGA

グリーンアドバイザー登録番号	氏名
-	
-	
-	
-	

記入欄が足りない場合は、用紙をコピーしてお使いください。

送付先: 〒103-0001  
東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3  
公益社団法人 日本家庭園芸普及協会  
TEL 03-3249-0681 MAIL [jga@kateiengei.or.jp](mailto:jga@kateiengei.or.jp)

所定事項を記入・捺印の上、登録証・ステッカーと一緒に、**郵送**でお送りください。

## グリーンアドバイザーのいる店 **返納届**

「グリーンアドバイザーのいる店」登録証等を返納いたします。

平成 年 月 日

### 企業情報

社名	
代表者氏名 または 店舗責任者氏名	印
GAのいる店 登録番号	「GAのいる店」認定登録証に記載されている番号をお書きください
店舗名	

### 返納に至った理由等

以下のいずれかに○をつけてください

1. GAが資格失効したことにより、在籍しなくなった
2. GAが転勤・転属・退職等したことにより、在籍しなくなった
3. 店舗が閉店した
4. その他

送付先: 〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町17-12 堀ビル3

公益社団法人 日本家庭園芸普及協会

TEL 03-3249-0681